

2022年11月14日

会社名 株式会社 TOKAI ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 小栗 勝男  
(コード番号 3167 東証プライム市場)

問合せ先 代表取締役常務執行役員 山田 潤一  
(TEL. 054-275-0007 (代表))

## 2023年3月期第2四半期報告書の提出期限延長に係る 承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、2022年11月14日付で企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

当社グループのお客様をはじめ、株主、取引先等関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 対象となる四半期報告書

2023年3月期第2四半期報告書(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

#### 2. 延長前の提出期限

2022年11月14日(月曜日)

#### 3. 延長が承認された場合の提出期限

2022年12月15日(木曜日)

#### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

2022年9月22日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて記載のとおり、当社は、前代表取締役社長 鵜田勝彦氏による会食費用の不適切な経費精算に関する事実関係の調査、類似事案の有無及びその内容等に関する調査、原因分析及び再発防止策の提言等を行うべく、特別調査委員会を設置し、特別調査委員会による調査を実施しております。

当社は、特別調査委員会の調査結果を11月中旬を目途に受領する予定でありましたが、関係者のヒアリングや関連資料の確認・検証、類似事案の確認・検証など調査内容が多岐にわたり、実態解明に相応の日数を要する見込みとなり、特別調査委員会より調査期間の延長の申請の申し出を受けました。

このため、法令に定める提出期限までに会計監査人による四半期レビュー報告書の受領が困難であるとの判断に至り、当第2四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を提出することといたしました。

#### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以上